平成２８年（フ）第７５３号
北九州市小倉南区徳吉西１丁目14番２号（101）
債務者　大野　英樹
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　章悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９１４号
福岡市早良区小田部７丁目19番18―302号
債務者　湯浅　安是
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５２号
群馬県高崎市南町４番地４　シーザーレジデンス604号
債務者　上野　敬一
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７４１号
福岡市南区折立町５番18号
債務者　犬塚　祐弥
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　珠青
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５２号
北海道苫小牧市桜木町１丁目16番30号ファイン39　302号
債務者　牧野　貴尋
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１３３号
青森県八戸市売市１丁目２番３号　エトワール八戸第一―304、前住所青森県八戸市大字是川字新田３番地24
債務者　江刺家真悟
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６７６号
仙台市宮城野区清水沼２丁目12番16号
債務者　辻　留美子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
秋田県能代市字下瀬15番地３　ホワイトハウス23号
債務者　飯坂　靖代
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第６３号
福島県いわき市小名浜林城字西町６―15　メゾン・ド・ポレールＡ―202、住民票上の住所福島県西白河郡矢吹町北町66番地４　イーリスハイツＢ―101
債務者　鈴木　良安
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第６９号
福島県いわき市勿来町九面坂下65番地の２
債務者　佐竹　　博
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第２４８号
静岡県富士宮市泉町91番地
債務者　渡邉　貴子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３１５号
滋賀県高島市今津町深清水2315番地99、前住所滋賀県高島市安曇川町西万木1084番地　アドウェル弐番館206号
債務者　吉良　健一
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２８号
大津市錦織１丁目22番11号水車谷団地２棟12号
債務者　町田　洋一
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３１号
滋賀県湖南市下田649番地１（103号）
債務者　井原　敬成
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８６号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田759番地
債務者　渡邊　　昭
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１９０号
滋賀県近江八幡市野村町790番地
債務者　北　　智文
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２１号
鳥取県米子市角盤町４丁目129番地　ラフェスタ角盤町310号、前住所島根県松江市学園２丁目18番32―307号　学園ＳＩ
債務者　荒川　弘之
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部